

2015年8月19日

お客様各位

四国労働金庫

預金規定の改定のお知らせ

当金庫では、2015年8月20日（木）より、預金規定を改定いたしますのでお知らせいたします。なお、改定後の規定は本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改定する預金規定（全16規定）

通知預金規定、
期日指定定期預金（ワイド定期）規定、自由金利型定期預金〈M型〉（スーパー定期）規定、
自由金利型定期預金（大口定期）規定、変動金利定期預金規定、
エース預金規定（「エンドレス型（ワイド型）」・「エンドレス（スーパー型）」・「エンドレス型（まとめ周期選択型）」・「確定日型（ワイド型）」・「確定日型（スーパー型）」・「年金型（ワイド型）」・「年金型（スーパー型）」）、
一般財形預金規定、財形住宅預金規定、財形年金預金規定、
譲渡性預金規定

2. 改定内容

(1) 上記16規定

改定後	改定前（現行規定）
<u>(通知等)</u> 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、 <u>延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u>	(新規)

(2) 譲渡性預金規定

改定後	改定前（現行規定）
4. (預金の解約) (1)～(2) (略) (3) <u>前記3(3)に該当する場合は、預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u> <u>なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u>	(新規)

*下線部が改定箇所です。

以上